

金沢西居宅介護支援センター運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団博友会（以下「事業者」という。）が設置する金沢西居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、さらには要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するように、利用者とその家族の同意に基づいた居宅サービス計画を作成し支援を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業の運営)

第3条 事業所の法人役員、管理者は、金沢市暴力団排除条例2条第3号に規定する暴力団員であってはならないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢西居宅介護支援センター
- (2) 所在地 金沢市駅西本町6丁目15番8号 藤江南ハイム1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員、他の職務とも兼務も可）
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者がこの運営規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 介護支援専門員 4名以上（常勤職員、他の職務と兼務も可）

介護支援専門員は、利用者に対し指定居宅介護支援の提供を行う。また、市町村等から委託があった場合には、要介護認定に係る調査、並びに介護予防支援の提供を行う。

3 事務員 1名 (他の職務と兼務も可)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、祝祭日及び12月30日の午後12時30分から1月3日は休業とする。
- (2) 営業時間は午前9時から午後6時までとする。ただし、木曜日及び土曜日は午前9時から午後12時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- 1 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画、又は介護予防サービス計画を作成に関する業務を担当させる。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、当該地域における指定居宅介護サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービスの計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス等のそのおかれている環境等の評価を通じて利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。
- 4 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この場合において、介護支援専門員は、面接の主旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 介護支援専門員は、利用者及び家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 6 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者からの専門的な見地からの意

見を求める。

- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により利用者の同意を得ることとし、同意を得た上で当該居宅サービス計画を利用者に交付する。
- 8 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービスの変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところによりモニタリングを行う。
 - ① 少なくとも1ヶ月に1回は、利用者の居宅に訪問し、利用者又は家族と面接して行う。
 - ② 少なくとも1ヶ月に1回は、モニタリングの結果を記録する。
 - ③ 利用者の同意を得られ、情報機器を活用したモニタリングの場合、少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問・面接し、その結果を記録に残す。
- 9 介護支援専門員は、利用者に要介護認定等の更新や変更があった場合には、新規の場合と同様にサービス担当者会議の開催又は担当者への照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性等について専門的な見地からの意見を求める。
- 10 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 11 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- 12 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て、主治の医師又は歯科医師（以下「主治医等」という）の意見を求める。
- 13 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り、これを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治医等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行う。
- 14 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見又は居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者とその趣旨を説明し、理解を得たうえで、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

- 15 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用者が行われるようにする。
- 16 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。
- 17 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 居宅介護支援に指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は次のとおりとする。

- ① 法定代理受領分については、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額
- ② 法定代理受領分以外については、介護報酬の告示上の額
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、金沢市とする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録を行うものとする。
 - 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(苦情処理)

- 第12条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは紹介に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言をうけた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業者は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を順守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、毎月市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法廷代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出する。

- 2 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。
- 3 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 4 回

- 4 従業者は利用者又はその家族から情報を聴取する際には、プライバシーの保護に努めるとともに、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の保護に努め、秘密を保持するものとし、当該情報をサービス担当者会議等に用いる場合等は、その旨同意の文書に署名押印を受けるものとする。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 運営規定第 6 条（指定居宅介護支援の提供方法）中の課題分析・居宅サービス計画を行うにあたっては、MDS－HC等を用いるものとする。
- 6 従業者は常時携帯用の身分証明を持参し、訪問時又は利用者もしくはその家族より求めがあった場合にはこれを提示する。

- 7 事業所は、従業者等に関する諸記録を整備しておくとともに、提供した事業等に関する記録はその完結の日から5年間保存するものとする。
- 8 この規定に定める事項ほか、介護保険法並びに介護保険施行規則及び関連する厚生労働省令の定めるところにより介護支援の事業を行うとともに、運営に関する重要事項は医療法人社団博友会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

平成12年4月1日から改訂する。

平成13年6月1日から改訂する。

平成17年10月1日から改訂する。

平成18年4月1日から改訂する。

平成19年4月1日から改訂する。

平成20年4月1日から改訂する。

平成21年4月1日から改訂する。

令和3年10月15日から改訂する。

令和6年4月1日から改訂する。